

2020/9/1

## 有期契約の労働者 2ヵ月超継続見込みなら当初から社会保険加入に

### ■厚生労働省 有期契約労働者 社会保険入りやすくするよう制度の見直し

・現状の健康保険・厚生年金保険の制度では、雇用契約において「2ヵ月以内の期間を定めて雇用される人は被保険者とされない」人になっている。

契約期間後も継続雇用されなければ厚生年金に加入できない。

継続雇用された場合でもその時点（2ヵ月後）から加入する仕組みになっている。

・これを改め、会社員は原則、社会保険への加入が義務付けられていることから、2ヵ月を超えて雇用される見込みがある場合、最初の契約期間からさかのぼって加入当初から厚生年金に加入するよう見直す。

・雇用契約書に「契約が更新される」 「更新される場合がある」などと明示されている場合が対象になる。

・2022年10月からの実施となる。



アクセス **X10** 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番  
すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =